

消費者法の主な改正内容

消費者契約法

- 1 不利益事実の不告知（第4条第2項） 〈平成30年改正〉
- 2 不安をあおる告知（第4条第3項第3号） 〈平成30年改正〉
- 3 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用（第4条第3項第4号） 〈平成30年改正〉
- 4 加齢等による判断力の低下の不当な利用（第4条第3項第5号） 〈平成30年改正〉
- 5 靈感等による知見を用いた告知（第4条第3項第6号） 〈平成30年改正〉
- 6 契約締結前に債務の内容を実施等①（第4条第3項第7号） 〈平成30年改正〉
- 7 契約締結前に債務の内容を実施等②（第4条第3項第8号） 〈平成30年改正〉
- 8 過量な内容の契約（第4条第4項） 〈平成28年改正〉
- 9 重要事項の範囲（第4条第5項） 〈平成28年改正〉
- 10 事業者が自分の責任を自ら決める条項（第8条） 〈平成30年改正〉
- 11 消費者の解除権を放棄させる条項等（第8条の2） 〈平成28年改正・平成30年改正〉
- 12 消費者の後見等を理由とする解除条項（第8条の3） 〈平成30年改正〉
- 13 消費者の利益を一方的に害する条項（第10条） 〈平成28年改正〉

特定商取引法

- 1 電話勧誘販売における過量販売規制（第22条第1項第4号） 〈平成28年改正〉
- 2 通信販売におけるファクシミリ広告への規制（第12条の5第1項） 〈平成28年改正〉
- 3 訪問販売における禁止行為（第7条第1項第5号） 〈平成28年改正〉

特定商取引法（平成28年改正、平成30年改正以外）

- 1 訪問購入に関する不招請勧誘の禁止（第58条の6） 〈平成24年改正〉
- 2 通信販売に関する承諾なしの電子メール広告の提供の禁止（第12条の3第1項）
〈平成20年改正〉